

# いま手渡したいこと

子どもたちに文化を

教師にあこがれと自由を

子どもたちの悲しみを深く聴きとり、そのうちに秘められたねがいに応える豊かな文化を手渡すこと。これまでに述べたことを、思い切って要約すればこのようになります。そして、これらのことは、教育が「権利としての教育」として成立していくために欠かしてはならない大切な柱であり、それは、実は障害のない子ども・青年の場合にも共通するものだとは考えています。

ところで、障害のある子どもへの教育を考える上では、これらに加え、もう一つ、はずしてはならない柱があります。それは「障害をもって生きる社会の主人公を育てる」という柱です。

## 障害をもって生きる社会の主人公と教育

言うまでもなく、障害のある子どもたちは、「障害」をもって毎日を暮らしています。機能障害（身体および

精神の構造・機能上の「障害」のこと。以下では障害者権利条約などを踏まえ「機能障害」と「障害」の区別を意識して表記します）の状態は、医療や日々の生活のありようなどによって可変的な性格をもちますし、機能障害が、社会的障壁との相互作用を通して、その子の暮らしに対してもたらす影響（それが権利の行使を制約する方向で作用することを「機能障害」と区別して「障害」と呼びます）までを視野に入れるならば、その実際のありようは、子ども自身の成長・発達によっても、また社会的障壁のありようによっても大きく変化します。ですから、機能障害についても、「障害」についても、それらを固定的にとらえることには慎重である必要があるのですが、にも関わらず、子どもたちのもつ（機能）障害は、多くの場合ゼロにはなりません。この子たちは障害をもち、障害とつきあひながら、みずからの人生を生きていく子どもたちです。そうであれば、そうした子どもたちのための教育は、「障害をもちながら生きる社会の主人公」を育てる、という課題を引き受けることに自覚的でなければなりません。

こうした認識は、実は学校教育法などにも表現されています。条文を見てください。

「特別支援学校は、（中略）幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする」（第七二条）。

特別支援学校の目的を示した右の条文では、まず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に「準ずる教育」（この「準ずる」に関しても長い議論の歴史があるので、ここでは同法の「準ずる」は、通常の学校と「同等の」と解すべき、という荒川智さんの解釈を示すに止め

## 第8回 障害をもって生きる社会の主人公を育てる



こしの かずゆき / 1964年生まれ、奈良教育大学教授。専門は障害児教育学。全国障害者問題研究会委員長。著書に『子どもからはじめる算数—すべての子どもに学ぶ喜びを』（共著）（全障研出版部、2017年）など。

奈良教育大学  
越野和之

ます）を行うことを示し、それと併せて、「障害による困難を克服し自立を図るために必要な知識技能」を教授すべきことを述べています。この条文は、「特別支援教育への転換」を意図した二〇〇六年の法改正で表現を改められたものですが、それ以前においても（表現の適否は別にして）「欠陥を補うために必要な知識技能」として、同様の趣旨が示されていました。特別支援学校（旧・盲・聾・養護学校）の目的を「準ずる教育」と「障害による…困難を克服するための知識技能」の教授の二つで規定するという構造は、一九四七年の学校教育法制定までさかのぼることができる考え方です。

そして、この「障害による…困難を克服するための知識技能」という、障害児教育に固有の教育課題に応えるのが、現行の教育課程上では「自立活動」だとされています。前回述べた「盲学校の専門性は触察と点字、歩行訓練…」といった考え方は、この「自立活動」領域に位置づく教育内容とその指導法こそ、特別支援教育の専門性だ、という考え方を表したのもとも言えるでしょう。

こうした考え方が孕む問題点については前回触れましたが、今回は、改めてこの「障害による…困難を克服するための知識技能」について考えてみたいと思います。

## 「ぼくの電動車いす」の実践に学ぶ

「障害による…困難を克服するための知識技能」と一口に言いますが、これを、障害をもって日々を生きている子どもたちの側からとらえると、どのようなことが見えてくるのでしょうか。このことを考える上で、島根県の病弱養護学校の教師だった野津保さんの実践記録は多く、このことを教えてくれます（野津保「自己認識を深めること